

# 鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援 事業補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請書提出 (5月10日まで)

○交付申請は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

※初めて申請される場合は、事前にご相談ください。

※年度途中で事業を開始する場合は、事業開始20日前までに提出してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要ですので、ご相談ください。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

※変更は、増額又は2割以上の減額の場合を指します。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日を指します。  
事業は年度内に完了させてください。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了・中止・廃止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い(原則、精算払)

原則、精算払として実績報告を確認の上、口座振込依頼書による指定口座あるいは債権者登録のある口座へ振り込みます。

※概算払を希望される場合には、理由によっては認める場合がありますので、申請時にご相談ください。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220  
電話 : 0857-26-7158  
メール : kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp